

## 税務

# 当期純利益は業績連動指標として適切か

前任者の意思決定が報酬額に影響ならインセンティブ機能低下も

要約

- ▶ 業績連動給与の算定指標に「当期純利益」採用で、前任者の意思決定の失敗が報酬額に反映の恐れ。
- ▶ 当期純利益を算定指標に採用する場合には、あわせて「営業利益」を採用する企業も。
- ▶ 為替変動もインセンティブの低下要因に。為替変動による業績の変動を排除する報酬算定式の設定により、損金算入可。

平成31年度税制改正では、業績連動給与を損金算入するために求められる報酬委員会のメンバー構成要件、具体的には指名委員会等設置会社の報酬委員会や監査役会設置会社・監査等委員会設置会社の報酬諮問委員会（＝任意の報酬委員会）のメンバー全員が非業務執行役員でなければならないとする要件の緩和が検討される方向となっている（本誌753号6頁参照）。業績連動給与を導入する上で大きなボトルネックとなってきた報酬（諮問）委員会のメンバー構成要件が緩和されれば、業績連動給与の導入を検討する企業は増える可能性があるだろう。

ただ、いくら法人税法上の損金算入要件を満たしたところで、業績連動給与の本来の目的であるインセンティブ機能が十分でなければ導入の意味は薄れる。その原因の

一例として挙げられるのが減損損失だ。通常、減損損失は投資の意思決定から相当程度の年数が経過してから計上される。このため、減損損失が前任者の投資意思決定の失敗に起因することが少なくない。前任者の意思決定の失敗により現役員の報酬額が下がるとなれば、業績連動給与のインセンティブ効果は大きく損なわれる。

そこで、減損損失（特別損失）の影響を受ける「当期純利益」を業績連動指標に採用する場合には、あわせて減損損失の影響を受けない「営業利益」も業績連動指標に採用している企業も見受けられる。

ただし、IFRSでは減損損失は営業利益を減らすことになる。そこで、減損損失のような非経常項目を除いた“コア営業利益”を業績連動指標に採用しているIFRS適用企業もある。

また、インセンティブ型の役員報酬の設計上、為替変動の影響をどう考えるかは報酬（諮問）委員会でもよく議論になるところだが、本誌746号（7頁参照）でお伝えしたように事後的に支給額を調整する余地を設けておくという手法のほか、最初から為替変動による業績の変動を排除するよう報酬額の算定式を組んでおけば、法人税法上も「業績連動給与」として損金算入することが可能となろう。